

○城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年3月30日

規則第10号

城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年城里町規則第109号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第176号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、城里町健康増進施設（以下「健康増進施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第2条 健康増進施設の開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、グラウンドゴルフコースの利用時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 健康増進施設の休館日は、次の各号のとおりとする。

(1) 毎週月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日

3 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て、特に必要であると認めるときは、前2項の適用について変更し、又は臨時に休館することができる。

（使用手続）

第3条 条例第6条の規定により、健康増進施設の研修室の利用の許可を受けようとする者は健康増進施設和研修室利用許可申請書（様式第1号）を、また健康増進施設屋外直売所の利用の許可を受けようとする者は健康増進施設屋外直売所利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 条例第6条の規定により健康増進施設のプール、浴室（以下「プール等」という。）及びグラウンドゴルフコースを利用しようとする者は、入場料及び利用料を支払い、許可を受けなければならない。

3 条例第6条の規定によりプール等を会員券又は回数券で利用しようとする者は、健康増進施設会員券利用申請書（様式第3号）又は健康増進施設回数券利用申請書（様式第4号）を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

- 4 条例第6条の規定により、町内居住者で入場料を半額で利用しようとする者は、健康増進施設半額利用許可申請書（様式第5号）を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。ただし、利用回数は年間12回までとする。
- 5 条例第6条の規定により、城里家族旅行村藤井川ダムふれあいの里及びグリーン桂うぐいすの里（以下「キャンプ場」という。）の宿泊者で、プール等を利用しようとするものは、キャンプ場で発行する宿泊者利用申請書（様式第6号）を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。
- 6 条例第6条の規定によりプール等を前売券で利用しようとする者は、健康増進施設前売券購入申請書（様式第7号）を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

（利用許可）

第4条 指定管理者は、前条の規定による利用の申請について許可することを適当と認めるときは、申請者に対し、次により利用許可書等を交付して、利用の許可をするものとする。

- (1) 前条第1項の規定に基づき申請をした者に対しては、健康増進施設和研修室利用許可書（様式第8号）又は健康増進施設屋外直売所利用許可書（様式第9号）を交付する。
 - (2) 前条第3項の規定に基づき申請をした者に対しては、健康増進施設会員券（様式第10号）又は健康増進施設回数券（様式第11号）を交付する。
 - (3) 前条第4項の規定に基づき申請した者に対しては、健康増進施設町内居住者年間12回半額利用券（様式第12号）を交付する。
 - (4) 前条第5項の規定に基づき申請をした者に対しては、健康増進施設キャンプ場宿泊者利用券（様式第13号）を交付する。
 - (5) 前条第6項の規定に基づき申請をした者に対しては、健康増進施設利用前売券（様式第14号）を交付する。
- 2 次に掲げる許可による会員券、回数券又は利用券の有効期間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 前項第2号又は第3号の規定に係る許可発行の日から1年間とする。
 - (2) 前項第4号の規定に係る許可当該申請者のキャンプ場の宿泊日当日

(招待)

第5条 指定管理者は、必要なときには、招待券（様式第15号）により健康増進施設に招待することができる。

(入場料及び利用料の減免)

第6条 条例第9条の規定により入場料及び利用料を減額し、又は免除する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町が主催し、又は県若しくは国と共催して行う行事又は事業のため使用するとき。
- (2) 地方公共団体（地方公共団体の機関を含む。）で組織する団体又は地方公共団体とその他の団体で組織する団体が地域住民の福祉増進のため行う行事又は事業のために使用するとき。
- (3) その他、指定管理者が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により入場料及び利用料の減免を受けようとする者は、健康増進施設入場料及び利用料減免申請書（様式第16号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の入場料及び利用料の減免を許可したときは、申請者に健康増進施設入場料及び利用料減免許可書（様式第17号）を交付するものとする。

(入場料及び利用料の還付基準)

第7条 条例第11条ただし書の規定により入場料及び利用料を還付する場合の基準は、次の各号に掲げる事由等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第11条第1号に該当するとき 全額
- (2) 条例第11条第2号に該当するとき 利用の許可の取消し又は利用の中止若しくは変更により還付するのが相当と認められる額（以下「相当額」という。）
- (3) 条例第11条第3号に該当するとき。
 - ア 利用日の1箇月前までの変更又は取消し 相当額
 - イ 利用日の14日前までの変更又は取消し 相当額の2分の1の額
- (4) 条例第11条第4号に該当するとき 指定管理者の認める額

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲酒及び喫煙をしないこと。

- (2) 指定管理者の許可なしに所定の場所に備え付けた物品等を移動しないこと。
- (3) 指定管理者の許可なしに火気を使用しないこと。
- (4) 指定管理者の許可なしに壁，柱，窓，扉等にポスター，看板，旗，懸垂幕その他これに類するものを掲げ，若しくはちょう付し，文字等を書き，又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 指定管理者の許可なしに物品を販売し，若しくは頒布し，又は募金，署名活動その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 他の入場者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 指定管理者の指示に従うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか，指定管理者が指示する事項
(破損及び滅失の届出)

第9条 入場者は，施設等を破損し，又は滅失したときは，直ちに健康増進施設等破損(滅失)届(様式第18号)により指定管理者に届け出なければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか，健康増進施設の管理に関し必要な事項は，町長と協議のうえ別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに，城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年城里町規則第109号)の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年規則第2号)

この規則は，平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第29号)

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(平成29年規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年規則第14号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

健康増進施設和研修室利用許可申請書

年 月 日

様

城里町健康増進施設の和研修室を利用いたしたく、使用料を添えて申請いたします。

利用 代 表 者	住 所	郵便番号 ----- 電話番号 — —
	ふりがな 氏 名	
利 用 人 員	人	
利 用 目 的 (名称及び内容)		
利 用 期 日	年 月 日	
※ 利 用 室	12畳 1 2 3 4 24畳 1 2 48畳 1	
※ 利 用 時 間	10:00~13:00 13:30~16:30 17:00~20:00	
※ 使 用 料	円	

備考

※欄は、記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

様

健康増進施設屋外直売所利用許可申請書

城里町健康増進施設の屋外直売所を利用いたしたく、申請いたします。

利用者	住所	郵便番号	
		----- 電話番号 — —	
	ふりがな 氏名		
使用希望日	年 月 日()～ 年 月 日()の 日間		
主な販売品目等	販売品目	備 考	
※ 使用料	円		

備考

- (1) ※欄は、記入しないでください。
- (2) 利用希望日が申請者多数の場合は、抽選により決定します。抽選日は、後日通知いたします。

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

様

健康増進施設会員券(個人・法人等)利用申請書

城里町健康増進施設の会員券を使用いたしたく、会員券料を添えて申請いたします。

申請者	住 所	郵便番号		
		電話番号		
申請者	ふりがな 氏 名(社名)	性 別	男・女	
		生年月日	年 月 日	
申請者	ふりがな 氏 名	性 別	男・女	
		生年月日	年 月 日	
申請者	ふりがな 氏 名	性 別	男・女	
		生年月日	年 月 日	
申請者	ふりがな 氏 名	性 別	男・女	
		生年月日	年 月 日	
※ 合 計 金 額		円		

備考

※欄は、記入しないでください。

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

様

健康増進施設回数券利用申請書

城里町健康増進施設の回数券利用をいたしたく、回数券料を添えて申請いたします。

回数券の区分 平日・休日

申請者	住 所	郵便番号	
		電話番号	
申請者	ふりがな 氏 名	性 別	男・女
		生年月日	年 月 日
申請者	ふりがな 氏 名	性 別	男・女
		生年月日	年 月 日
申請者	ふりがな 氏 名	性 別	男・女
		生年月日	年 月 日
申請者	ふりがな 氏 名	性 別	男・女
		生年月日	年 月 日
※ 合 計 金 額		円	

備考

※欄は、記入しないでください。

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

様

健康増進施設入場料半額利用許可申請書

城里町健康増進施設の半額利用をいたしたく、申請いたします。

記

使用者	住所	城里町			
	電話番号				
	ふりがな氏名	男	女	生年月日	年 月 日
	ふりがな氏名	男	女	生年月日	年 月 日
※合計金額	ふりがな氏名	男	女	生年月日	年 月 日
	ふりがな氏名	男	女	生年月日	年 月 日
円					

備考

- (1) 本申請書は、城里町健康増進施設へお出でいただいた方だけの申請となります。
(御家族で本日お出でいただけない方の申請はできません。)
- (2) 半額利用回数は、年間12回までとする。ただし、発行日から1年が経過しなければ更新はできません。
- (3) ※欄は、記入しないでください。

様式第6号(第3条関係)

年 月 日

様

健康増進施設キャンプ場宿泊者利用申請書

城里町健康増進施設を利用いたしたく、申請いたします。

記

○ 利用代表者

住 所 郵便番号 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

利 用 者	大 人	小 人	備 考
		人	
※合計金額	円	円	小人とは中学生以下 3歳未満は無料

※欄は、記入しないでください。

様式第7号(第3条関係)

年 月 日

様

健康増進施設前売券購入申請書

城里町健康増進施設の前売券を購入いたしたく、前売券料を添えて申請いたします。

申請者 (社)	住所	郵便番号 ----- 電話番号 — —
	氏名	
購入枚数		枚
※金額		円
備考		5,000枚まで 1枚当たり800円 10,000枚まで 1枚当たり700円 10,001枚以上 1枚当たり600円

※は、記入しないでください。

様式第8号(第4条関係)

健康増進施設和研修室利用許可書

利用 代表 者	住 所	郵便番号 ----- 電話番号 — —
	ふりがな 氏 名	
利 用 人 員	人	
利 用 目 的 (名称及び内容)		
利 用 期 日	年 月 日	
利 用 室	12畳 1 2 3 4 24畳 1 2 48畳 1	
利 用 時 間	10 : 00～13 : 00 13 : 30～16 : 30 17 : 00～20 : 00	
使 用 料	円	

和研修室の利用については、上記のとおり許可します。

年 月 日

備考

利用に際しては、城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びに指定管理者の指示事項を守ってください。

様式第9号(第4条関係)

健康増進施設屋外直売所利用許可書

利用者	住所	郵便番号	
		----- 電話番号 — —	
	ふりがな 氏名		
利用希望日	年 月 日()~ 年 月 日()の 日間		
主な販売品目等	販売品目	備 考	

屋外直売所の利用については、上記のとおり許可します。

年 月 日

備考

利用に際しては、城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びに指定管理者の指示事項を守ってください。

様式第10号(第4条関係)

1 会員券(個人)

(表)

健康増進施設	
会 員 券(大人・小人)	
	年 月 日発行
住 所	
氏 名	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">顔 写 真</div>
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin-top: 10px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-top: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

(裏)

(注意)

- 1 入館時に本会員券を受付フロントに御提出ください。
- 2 この会員券は本人のみ使用できます。
- 3 利用に当たっては、別途入場料を徴収します。
- 4 この会員券は、貸与又は譲渡をすることができません。不正使用した場合は没収いたします。
- 5 この会員券を紛失した場合は、速やかに申し出てください。なお、再発行の手数料をいただきます。
- 6 この会員券の有効期限は、発行日から1年間です。

城里町健康増進施設
茨城県東茨城郡城里町下古内1829番地3
TEL
FAX

2 会員券(法人等)

(表)

健康増進施設	
会 員 券(法人等)	
	年 月 日発行
住 所	
法人等名	
	印
<input type="text"/>	

(裏)

(注意)

- 1 入館時に本会員券を受付フロントに御提出ください。
- 2 この会員券は、登録法人等社員3人のみ使用できます。
- 3 利用に当たっては、別途入場料を徴収します。
- 4 この会員券は、貸与又は譲渡することができません。不正使用した場合は没収いたします。
- 5 この会員券を紛失した場合は、速やかに申し出てください。なお、再発行の手数料をいただきます。
- 6 この会員券の有効期限は、発行日から1年間です。

城里町健康増進施設
茨城県東茨城郡城里町下古内1829番地3
TEL
FAX

様式第11号(第4条関係)

(表)

健康増進施設	
回数券 [平日・休日] (大人・小人)	
□	□ 回
	年 月 日発行
	印

(裏)

(注意)

- 1 次回，来館する場合は，この券を必ず持参し，受付フロントに御提出ください。
- 2 この券で11回利用できます。
- 3 この券の紛失には十分注意してください。再発行はいたしません。

城里町健康増進施設
茨城県東茨城郡城里町下古内1829番地3
TEL
FAX

様式第12号(第4条関係)

(表)

健康増進施設	
町内居住者半額利用券(大人・小人)	
住 所	
氏 名	
<input type="text"/>	<input type="text"/> 回
	印

(裏)

(注意)
1 次回、来館する場合は、この券を必ず持参してください。
2 この券で、年間12回まで利用できます。
3 この券がない場合は、通常の入場料をいただきます。
4 この券は、本人のみ使用できます。他人に貸与又は譲渡することができません。不正使用した場合は没収いたします。
5 この券を紛失した場合は、速やかに申し出てください。なお、再発行の手料をいただきます。
6 この券の有効期限は、発効日から1年間です。ただし、利用回数終了後でも発行日から1年間が経過しなければ更新はできません。
城里町健康増進施設 茨城県東茨城郡城里町下古内1829番地3 TEL FAX

様式第13号(第4条関係)

(表)

城里町健康増進施設ホロルの湯	
キャンプ場宿泊者利用券(大人・小人)	
(注意)	
1 入館時に本券を受付フロントに御提出ください。	
2 この券は、キャンプ場宿泊者が使用できます。	
3 この券の有効期限は、発行当日、1回限り有効です。	
城里町総合野外活動センター	
茨城県東茨城郡城里町	
電話番号	
FAX	㊟
年 月 日発行	

(裏)

白 紙	
-----	--

様式第14号(第4条関係)

(表)

		No. _____
健康増進施設		
利用前売券		
営業時間	10:00～21:00	
休館日	毎週月曜日	
		印

(裏)

《御利用のお願い》

- ・入館時に本券を受付フロントに御提出ください。
- ・この券で大人1人のみ利用できます。
- ・本券は、現金との換金、釣銭の返金はいたしません。
- ・プールを利用する場合は、別途利用料をお支払いください。
- ・休館日が変更、又は臨時に休館する場合がありますので施設にご確認ください。
- ・本券は、再発行いたしません。

城里町健康増進施設

郵便番号311—4314茨城県東茨城郡城里町下占内1829番地3

TEL

FAX

様式第15号(第5条関係)

(表)

		No. _____
御招待券		
本券で1名様御招待		
健康増進施設		
営業時間	10:00~21:00	
休館日	毎週月曜日	
有効期限	年 月 日	日まで有効です。
		印

(裏)

《施設御案内》	
<ul style="list-style-type: none">・浴室：和洋露天風呂，サウナ，薬湯，水風呂・プール：25m温水プール，幼児用プール，ジャクジー・その他：レストラン，売店，リラックスルーム	
《御利用のお願い》	
<ul style="list-style-type: none">・入館時に本券を受付フロントに御提出ください。・本券は，現金との換金，釣銭の返金はいたしません。・プールを利用する場合は，別途利用料をお支払いください。・休館日の変更，又は臨時に休館する場合がありますので施設にご確認ください。・本券は，再発行いたしません。・有効期限に御注意し御利用ください。	
城里町健康増進施設 郵便番号311-4314茨城県東茨城郡城里町下古内1829番地3 TEL FAX	

様式第16号(第6条関係)

年 月 日

様

健康増進施設入場料及び利用料減免申請書

城里町健康増進施設の入場料及び利用料を減免くださいますよう、申請いたします。

申請者	住所	郵便番号				
		電話番号				
	団体名					
	ふりがな 代表者					
責任者	責任者	郵便番号				
		電話番号				
	代表者					
城里町役場主管課長		課局長				
利用目的						
利用日時	年 月 日() 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分					
利用施設	人員	単価	金額	減免額	合計	
プール	大人	人	円	円	円	円
	小人					
浴室	大人					
	小人					
研修室()						
申請理由	----- -----					

備考

公共の用のため入場料及び利用料の減免を受けようとする者は、城里町役場主管課長の押印が必要となります。

様式第17号(第6条関係)

健康増進施設入場料及び利用料減免許可書

申請者	住所	郵便番号 ----- 電話番号				
	団体名					
	ふりがな 代表者					
責任者	責任者	郵便番号 ----- 電話番号				
	代表者					
城里町役場主管課長		課局長				
利用目的						
利用日時	年 月 日() 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分					
利用施設	人員	単価	金額	減免額	合計	
プール	大人	人	円	円	円	
	小人					
浴室	大人					
	小人					
研修室()						
申請理由	----- -----					

入場料及び利用料の減免については、上記のとおり承認します。

年 月 日

様式第18号(第9条関係)

年 月 日

様

住 所

報告者

氏 名

健康増進施設等破損(滅失)届

健康増進施設等の(施設・備品・物品)を破損(滅失)したので届け出ます。

日 時	年 月 日 時頃
場 所	
原 因	

様式第1号 (第3条関係)
様式第2号 (第3条関係)
様式第3号 (第3条関係)
様式第4号 (第3条関係)
様式第5号 (第3条関係)
様式第6号 (第3条関係)
様式第7号 (第3条関係)
様式第8号 (第4条関係)
様式第9号 (第4条関係)
様式第10号 (第4条関係)
様式第11号 (第4条関係)
様式第12号 (第4条関係)
様式第13号 (第4条関係)
様式第14号 (第4条関係)
様式第15号 (第5条関係)
様式第16号 (第6条関係)
様式第17号 (第6条関係)
様式第18号 (第9条関係)